

入退院に伴う 病院とケアマネジャーとの情報共有ルール ～豊肥圏域版～

- 1 入退院時情報共有ルールとは？ P1
- 2 入退院に伴う病院とケアマネジャーとの情報共有ルール P2
- 3 入退院時情報共有ルールのチェックフロー図 P4

平成 28 年 2 月策定
令和 6 年 12 月改訂

大分県豊肥保健所

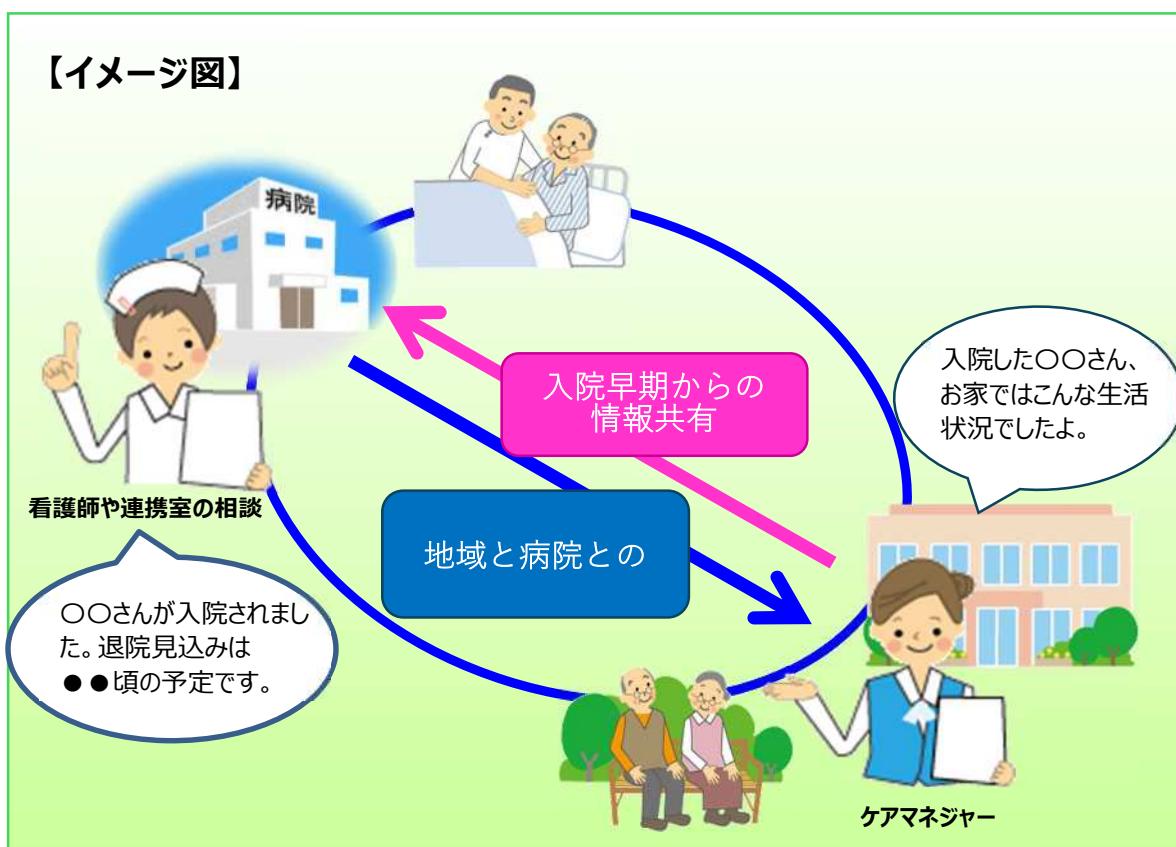
入退院時情報共有ルールとは？

- ◆患者の入退院時において、病院とケアマネジャーの相互が確実に情報共有と引き継ぎを行っていくための基本的なルール
(どのような患者を、どのタイミングで、どのような情報を、どうやって共有するか)



医療と介護が連携することで、
入院から在宅へ、切れ目のない支援を提供し、
退院後のスムーズな療養生活への移行と状態悪化の予防を目指します

【イメージ図】



入退院に伴う医療機関とケアマネジャーとの情報共有ルール

～ルールの目的～

入院から在宅へ、切れ目のない支援を提供することによって、住民が安心して退院後の療養生活をスタートさせ、退院後の状態悪化を予防できるようにするために、医療と介護の連携強化を推進することを目的としています。

1 入院時の情報共有手順

（1）連絡するタイミング及び方法

医療機関	ケアマネジャー
<p>①入院時にケアマネジャーが関わっているか 介護保険証等を確認します。</p> <p>②介護認定を受けており、担当ケアマネジャー、もしくは事業所名を把握できた場合は、速やかにケアマネジャー又は事業所へ連絡します。</p> <p>③介護保険証等で確認ができない場合は、市の担当課へ相談します。</p>	<p>①要支援・要介護認定を受けている利用者が入院したことを把握したら、速やかに自分が担当ケアマネジャーであること（事業所名、連絡先）を医療機関へ連絡します。</p> <p>②さらに、既存の連携シートやフェイスシート等を利用して、できるだけ早期に訪問等にて、医療機関へ情報提供します。 シートの作成が間に合わない場合は、取り急ぎ電話での連絡で情報提供します。</p>

※「速やかに」とは「概ね3日以内」、「できるだけ早期に」とは「概ね1週間以内」を指します。

（2）入院時の情報共有を確実に行うための工夫

- 利用者と家族に、ケアマネジャーの名刺（連絡先）を介護保険証、医療保険証、お薬手帳等と一緒に保管するように伝えます。
- 利用者と家族が携帯電話を所有している場合は、介護サービス利用時に介護ケアマネジャーの名前と連絡先を登録してもらうように伝えます。
- 日頃から、利用者、家族に入院したらケアマネジャーに連絡するよう伝えます。
- 入院連絡後、ケアマネジャーはできるだけ医療機関に顔を出すようにします。

2 退院に向けた情報共有の手順

(1) 情報共有を行う患者：退院する患者

(2) 医療機関からケアマネジャーへ連絡するタイミング及び方法

要支援・要介護認定を受けている場合 (ケアマネジャーがいる場合)	要支援・要介護認定を受けていない場合 (ケアマネジャーがない場合)
<p>①医療機関は、退院の目処がついたら早期に担当ケアマネジャーへ連絡します。 入院時連絡の段階で、退院見込み時期がわかる場合は、その時に退院見込み時期も伝えます。</p> <p>②入院中の状態変化等により退院時期が大きく変わりそうな場合は、早期に医療機関からケアマネジャーへ連絡します。</p> <p>③退院前のカンファレンスや、試験外泊にケアマネジャーが参加できるように調整します。</p> <p>④退院前に医療機関からケアマネジャーへ連携シート等で情報提供します。間に合わなければ、取り急ぎ電話で退院見込み時期のみ連絡します。 治療状況やリハビリ状況、在宅での留意点等も併せて情報提供します。</p>	<p>①医療機関は、下記「介護保険未認定の場合に情報共有が必要な患者の基準」のいずれかに該当するか確認します。</p> <p>【該当する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・介護保険の申請が必要かどうか、入院後早期に検討します。・患者、家族の了解を得て、地域包括支援センターへの相談を勧めます。患者・家族の了解を得て、地域包括支援センターに連絡します。 <p>【非該当の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・別紙「基本チェックリスト」を実施し、介護予防事業対象者の該当の有無を確認します。・介護予防事業対象者に該当した場合は、入院後早期に介護予防事業の利用を検討します。・患者、家族の了解を得て、地域包括支援センターに連絡します。

介護保険未認定の場合に情報共有が必要な患者の基準

- 立ち上がりや歩行に介助が必要
 - 食事に介助が必要、あるいは、栄養状態に問題あり
 - 排泄に介助が必要、あるいは、ポータブルトイレを使用中
 - 日常生活に支障を来すような症状がある認知症（疑いを含む）
 - がん末期（ADL は自立していても）
 - 新たに医療処置（経管栄養、吸引、バルーンカテーテル留置など）が追加
 - 在宅では、独居かそれに近い状態で、服薬管理、調理や掃除など身の回りのこと
に介助が必要
- 上記のうち、1項目でも当てはまれば（さらに重度も含めて）**⇒地域包括支援センターへ連絡**
(ただし、医療機関が代行申請や居宅介護支援事業所の紹介を行うことを妨げるものではない。)

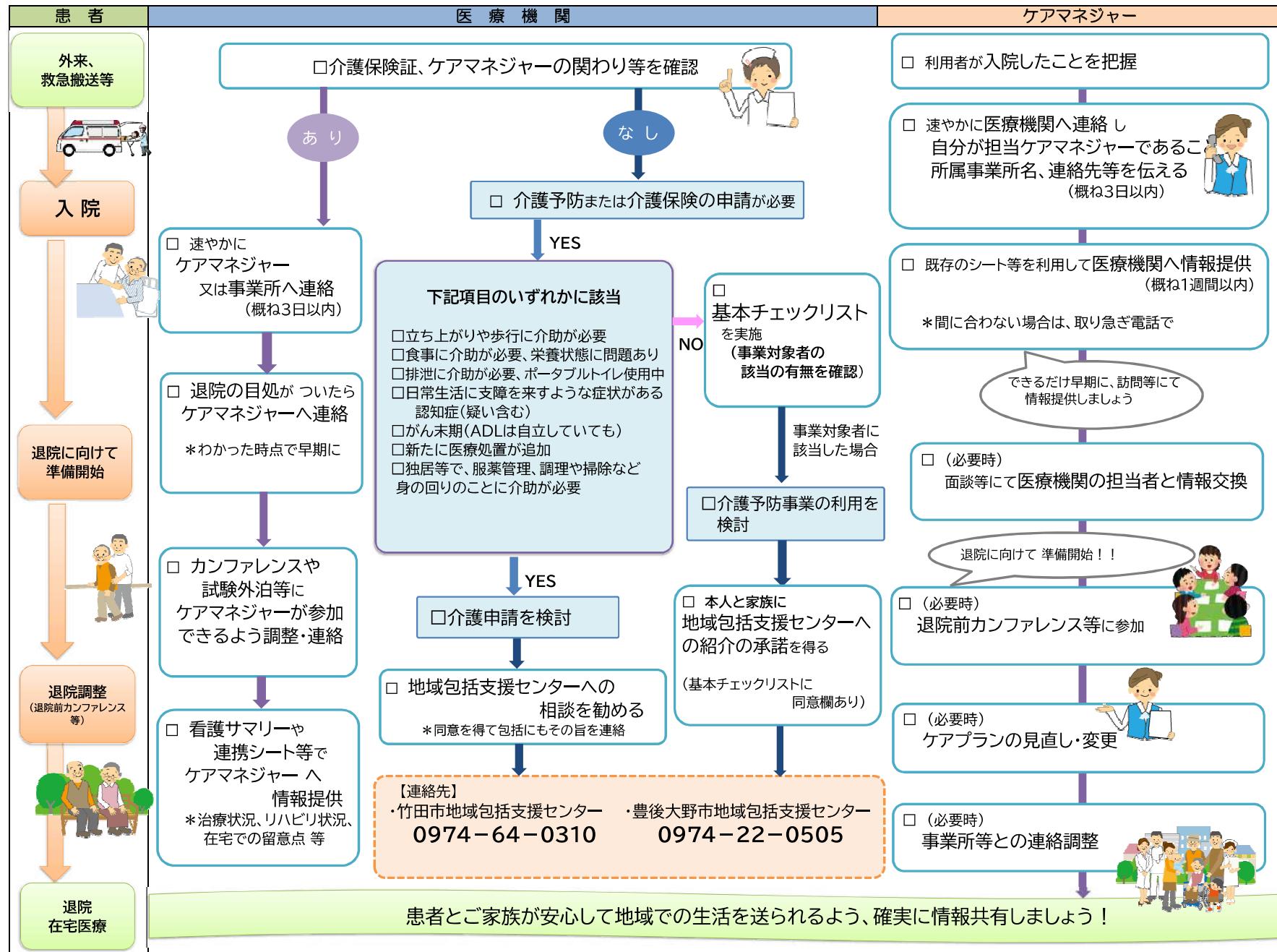
【連絡先】

竹田市役所高齢者福祉課 : 0974-63-4809 豊後大野市役所高齢者福祉課 : 0974-22-1001

竹田市地域包括支援センター : 0974-64-0310 豊後大野市地域包括支援センター : 0974-22-0505

※個別の事情により、やむを得ずルールに沿えない場合もあり得ます。

入退院時情報共有ルール チェックフロー図 ~豊肥圏域版~



※基本チェックリストは別紙参照

作成:大分県豊肥保健所(令和6年6月)